

平成30年東松島市教育委員会第10回定例会議事日程

日 時 平成30年10月26日(金)

午後1時30分

場 所 東松島市役所 3階 第3委員会室

1 出席確認

2 開会宣言

3 前回会議録の承認

4 会議録署名委員の指名

5 教育行政報告

6 議事

(1) 議案第33号 東松島市立学校の修学旅行実施基準の一部を改正する訓令について

(2) 議案第34号 東松島市体育関係団体(個人)全国大会出場賞賜金交付要綱の一部を改正する訓令について

(3) その他

7 閉会宣言

8 その他報告事項

小・中学校児童生徒状況について(平成30年9月分)

教育委員会行事予定表(平成30年11月分)について

その他

9 散 会

平成30年10月26日

平成30年 第10回  
東松島市教育委員会定例会議案

- 議案第33号 東松島市立学校の修学旅行実施基準の一部を改正する訓令について P1
- 議案第34号 東松島市体育関係団体（個人）全国大会出場賞賜金交付要綱の一部  
を改正する訓令について P2

東松島市教育委員会

議案第 3 4 号

東松島市体育関係団体（個人）全国大会出場賞賜金交付要綱の一部を改正する訓令について

東松島市体育関係団体（個人）全国大会出場賞賜金交付要綱の一部を改正する訓令について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 2 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 0 月 2 6 日提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

東松島市体育関係団体（個人）全国大会出場賞賜金交付要綱の一部を改正する訓令

東松島市体育関係団体（個人）全国大会出場賞賜金交付要綱（平成 2 4 年東松島市教育委員会訓令甲第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「前各号」を「前 2 号」に改め、同条第 3 項中「住所を有する者」の次に「又は市内の団体に所属し市外に住所を有する者」を加える。

第 3 条中「ベスト 4 以上」を削り、同項ただし書中「出場する場合」の次に「及び同一の大会で他市区町村の祝金等を申請している場合」を加える。

様式第 1 号を次のように改める。

（略）

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

平成 年度東松島市体育関係団体（個人）全国大会等出場賞賜金交付申請書

年 月 日

東松島市教育委員会 様

このことについて、東松島市体育関係団体（個人）全国大会等出場賞賜金交付要綱に基づき、下記のとおり申請いたします。

申請者	住所			
	フリガナ		電話番号	( )
	氏名	Ⓜ		

Ⓜ 出場者が未成年の場合は保護者が申請者となります。

団体	名称			
	所在地			
参加種別	選手	監督、コーチ等	計	( )人
出場者 (団体代表者)	フリガナ			
	氏名		Ⓜ	
	住所			

出場大会名							
大会期間	年	月	日( )	～	年	月	日( )
その他の提出書類	全国大会等出場までの経緯経過が分かるもの（予選大会の結果・推薦書等） 出場する全国大会等の要項及び出場登録が分かるもの 出場した全国大会等の結果が分かるもの その他( )						

振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 商工信用組合・農協 その他( )		本店・支店
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	名義人			

Ⓜ 申請者名と振込口座名義が違う場合は、委任状の提出をいただきます。

Ⓜ 同一の大会で他市町村の祝金、その他の交付金を受けた、又は受けられる方については支給できません。

交付申請先の例 東松島市内の団体に所属し、個人として申請する石巻市の市民・・・申請先 東松島市  
石巻市の団体に所属し、個人として申請する東松島市の市民・・・申請先 石巻市

## 議案第 33 号

### 東松島市立学校の修学旅行実施基準の一部を改正する訓令について

東松島市立学校の修学旅行実施基準の一部を改正する訓令について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 10 月 26 日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

### 東松島市立学校の修学旅行実施基準の一部を改正する訓令

東松島市立学校の修学旅行実施基準（平成 17 年東松島市教育委員会訓令甲第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（引率）

第 2 条 引率教員数は、修学旅行に参加する学級数に 2 人を加算した人数とする。なお、引率教員のうちには、救急看護の心得のある者を含めるものとする。

2 障害のある児童生徒や特別な配慮を要する児童生徒が参加する場合であって、前項に規定する引率教員数では不足が生じると教育委員会が認めた場合は、必要とする教員数を加算できるものとする。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 校長は、前条第 1 項に規定する引率教員数以上の教員を修学旅行に引率させる必要があると判断した場合は、前項に規定する届出時に引率教員の増員が必要となる理由を記した協議書（任意様式）を添付すること。

附 則

この訓令は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。